

被災生徒に対する令和8年度受験料の免除について

令和7年8月10日からの大雨で被災した生徒への支援の一環として、熊本県内（当協会所属）の私立中学高等学校においては、下記のとおり受験料を免除することとなりました。

記

○令和8年度の受験料を免除する学校

熊本県内の私立中学校（8校）・高等学校（21校）

○免除が受けられる対象生徒

令和7年8月10日からの大雨で被災し、半壊以上の罹災証明書の交付を受けた世帯の生徒

※ 受験料免除を受ける際は、罹災証明書（写しで可）の提出が必要になります。

※ 今後被災者生活再建支援法に基づく「長期避難世帯」の認定がなされる場合は、当該認定に係る世帯の生徒も同様の取扱いとします。

※ WEB出願システムにおける免除の手続きについては、直接、当該の中学校・高等学校にお問い合わせください。

※ ご不明な点は、各私立中学高等学校か在籍する小学校または中学校へお尋ねください。